出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 41(オ)162	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 37(ネ)1338
裁判年月日	昭和 43 年 3 月 15 日	原審裁判年月日	昭和 40 年 11 月 17 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 22 巻 3 号 607 頁		

判示事項	土地所有権に基づいて建物共有者に対し建物収去および土地明渡を求める訴は	
	必要的共同訴訟か	
裁判要旨	土地の所有者が、その所有権に基づいて、右地上にある建物の所有権を共同相	
	続によつて取得した者らに対し、右建物の収去および土地の明渡を求める訴は、	
	必要的共同訴訟ではないと解すべきである。	

全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人金綱正己、同根本孔衛、同鶴見祐策の上告理由第一、二点について。

所論の準備書面には所論のような記載があるが、右準備書面が原審口頭弁論期日に陳述された形跡は認められない。したがつて、原判決に所論の違法はなく、論旨は理由がない。

同第三点について。

所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断を非難するにすぎず、所論引用の 原判示に所論の違法はなく、論旨は理由がない。

同第四点について。

所論違憲の主張は前提を欠くことが明らかであるから、採用できない。

同第五点について。

被上告人の被告 D に対する本訴請求が本件土地の所有権に基づいてその地上にある建物の所有者である同被告に対し建物収去土地明渡を求めるものであることは記録上明らかであるから、同被告が死亡した場合には、かりに E が同被告の相続人の一人であるとすれば、E は当然に同被告の地位を承継し、右請求について当事者の地位を取得することは当然である。しかし、土地の所有者がその所有権に基づいて地上の建物の所有者である共同相続人を相手方とし、建物収去土地明渡を請求する訴訟は、いわゆる固有必要的共同訴訟ではないと解すべきである。けだし、右の場合、共同相続人らの義務はいわゆる不可分債務であるから、その請求において理由があるときは、同人らは土地所有者に対する関係では、各自係争物件の全部についてその侵害行為の全部を除去すべき義務を負うのであつて、土地所有者は共同相続人ら各自に対し、順次その義務の履行を訴求することができ、必ずしも全員に対して同時に訴を提起し、同時に判決を得ることを要しないからである。もし論旨のいうごとくこれを固有必要的共同訴訟であると解するならば、共同相続人の全部を共同の被告としなければ被告たる当事者適格を有しないことになるのであるが、そうだとすると、原告は、建物収去土地明渡の義務あ

ることについて争う意思を全く有しない共同相続人をも被告としなければならないわけであ り、また被告たる共同相続人のうちで訴訟進行中に原告の主張を認めるにいたつた者がある 場合でも、当該被告がこれを認諾し、または原告がこれに対する訴を取り下げる等の手段に出 ることができず、いたずらに無用の手続を重ねなければならないことになるのである。のみな らず、相続登記のない家屋を数人の共同相続人が所有してその敷地を不法に占拠しているよ うな場合には、その所有者が果して何びとであるかを明らかにしえないことが稀ではない。そ のような場合は、その一部の者を手続に加えなかつたために、既になされた訴訟手続ないし判 決が無効に帰するおそれもあるのである。以上のように、これを必要的共同訴訟と解するなら ば、手続上の不経済と不安定を招来するおそれなしとしないのであつて、これらの障碍を避け るためにも、これを必要的共同訴訟と解しないのが相当である。また、他面、これを通常の共 同訴訟であると解したとしても、一般に、土地所有者は、共同相続人各自に対して債務名義を 取得するか、あるいはその同意をえたうえでなければ、その強制執行をすることが許されない のであるから、かく解することが、直ちに、被告の権利保護に欠けるものとはいえないのであ る。そうであれば、本件において、所論の如く、他に同被告の承継人が存在する場合であつて も、受継手続を了した者のみについて手続を進行し、その者との関係においてのみ審理判決す ることを妨げる理由はないから、原審の手続には、ひつきよう、所論の違法はないことに帰す る。したがつて、論旨は採用できない。

上告人A1、同A2、同A3、同A4、同A5、同A6、同A7、同A8、同A9、同有限 会社A10、同A11、同A12、同A13の各上告理由について。

所論は、いずれも、原判決に憲法の解釈の誤り、その他憲法の違背あること、または判決に 影響を及ぼすこと明らかな法令の違背のあることを主張するものではないから、論旨はすべ て採用に値しない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)

※参考: 判例タイムズ 221 号 114 頁、判例時報 513 号 5 頁